

医療法人社団 東京石心会 立川訪問看護ステーションわかば
指定訪問介護事業（指定予防訪問事業）
事業所運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人社団東京石心会が開設する立川訪問看護ステーションわかば（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護（指定予防訪問事業）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、指定訪問介護（指定予防訪問事業）の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定訪問介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

- 2 指定予防訪問事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護その他生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 指定訪問介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
指定予防訪問事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 5 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 指定訪問介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 指定訪問介護〔指定予防訪問事業〕の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行うものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び住所は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人社団 東京石心会 立川訪問看護ステーションわかば
- 2 所在地 東京都立川市若葉町4-24-2-37-107

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名 (サービス提供責任者を兼務)

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護 (指定予防訪問事業) の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

2 サービス提供責任者 (介護福祉士) 1名以上

・訪問介護計画 (訪問型サービス個別計画) の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。

・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。

・居宅介護支援事業者等に対し、指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。

・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること

3 訪問介護員 (介護福祉士・介護職員初任者研修等修了者) 5名以上

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

訪問介護員は、訪問介護計画 (訪問型サービス個別計画) に基づき指定訪問介護 (指定予防訪問事業) の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日および12月31日から1月3日までを除く。

2 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(緊急時における対応)

第6条 訪問介護員等は、訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(訪問介護、および予防訪問介護の内容及び利用料等)

第7条 指定訪問介護の内容は別紙料金表のとおりとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、立川市、国分寺市とする。

(衛生管理・感染症対策)

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 従業者は、指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者またはサービス提供責任者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供により賠償すべき事が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護に関し、介護保険法第23条の規定により区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定予防訪問事業に関し、介護保険法第115条の45の7の規定により区市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第14条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。
- 3 Web やメール等の ICT を活用した情報共有については利用者や家族の参加をもって同意したこととする。

(虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護（指定予防訪問事業）の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
- 3 事業所は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

- 第17条 訪問介護事業所は、訪問介護員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 2 継続研修 年1回

附則 平成29年10月1日施行
平成29年10月1日一部改定
令和3年4月1日一部改定
令和4年6月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正

(別紙：訪問介護、および総合事業 料金表)

指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとします。以下に1割負担の場合の自己負担を表記します。

単位数単価：10.84円 特定事業所加算Ⅱ・介護処遇改善加算Ⅰ含む

| | 利用料 | 自己負担 |
|---|---------|--------|
| 1) 訪問介護 (1回あたりの料金) | | |
| 1 身体介護が中心である場合 | | |
| (1) 30分未満 | 3,620円 | 362円 |
| (2) 30分以上1時間未満 | 5,745円 | 575円 |
| 2 生活支援が中心である場合 | | |
| (1) 45分以上 | 3,262円 | 327円 |
| 3 身体介護に生活支援がプラスされて行われる場合 | | |
| (1) 20分以上30分未満の身体介護と 20分以上45分未満の生活支援 | 4,715円 | 472円 |
| (2) 20分以上30分未満の身体介護と 45分以上70分未満の生活支援 | 5,691円 | 570円 |
| 尚、2人派遣の場合は、それぞれの利用料を2倍した額を徴収します。 | | |
| 2) 総合事業 (1ヶ月あたりの料金) | | |
| 1週間1回程度 | 15,869円 | 1,587円 |
| 1週間2回程度 | 31,707円 | 3,171円 |
| 1週間3回程度 | 50,297円 | 5,030円 |

当事業所の加算指定は以下の通りです。

- ・特定事業所加算Ⅱ (10%)
- ・介護処遇改善加算Ⅰ (24.5%)

※ 特段の理由がなく、訪問時にご不在等でキャンセルになった場合には、キャンセル料を頂きます。(1,000円/回)

※ 利用者、ご家族の要望により予定されていない訪問介護を緊急で行った場合には、緊急時訪問介護加算(100円)が加算されます。

※ 初めてサービスをご利用いただく又は、2か月以上ご利用がなく再開された月には、初回加算(200円)が加算されます。

※ 運営規定第8条における通常の事業の実施範囲を超えて行う指定訪問介護に要した交通費はその実費を徴収する。尚、自動車等を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- 1 事業所から、片道おおむね10km未満 500円
- 2 事業所から、片道おおむね10km以上 1,000円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に説明をした上で実施することとする。

訪問介護及び介護予防・日常生活支援総合事業

重要事項説明書

< 令和 6 年 4 月 1 日 現在 >

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 042-538-1355

担当 桑田 豊

* ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2. 立川訪問看護ステーションわかばの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

| | |
|----------|---|
| 事業所名 | 医療法人社団 東京石心会 立川訪問看護ステーションわかば |
| 所在地 | 立川市若葉町 4-24-2-37-107 |
| 介護保険指定番号 | 訪問介護 1373003100 (号) 総合事業 13A3000232 (号) |
| サービス提供地域 | 立川市の一部、国分寺市の一部・小平市の一部 |

(2) 同事業所の職員体制

| | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 計 |
|-----------|-------|--------|-----|--------|
| 管理者 | 介護福祉士 | 1名(兼務) | | 1名(兼務) |
| サービス提供責任者 | 介護福祉士 | 1.5名 | 1名 | 2名 |

(3) サービスの提供時間帯

営業日 月曜日～金曜日 9:00～17:00

休日 土曜日・日曜日・国民の休日・年末年始(12/31～1/3)

3. サービス内容

(1) 身体介護

- * 食事介護 (食卓への移動介助・食事の介助・見守り等)
- * 入浴介助 (全身浴・部分浴・入浴の準備・更衣の介助・見守り等)
- * 排泄介助 (ポータブルトイレへの移動介助・おむつ交換等)
- * 清拭 (全身清拭・手浴・足浴・排泄後の清潔保持等)
- * 体位交換 (床ずれ・床ずれ予防に要する体位交換)
- * 外出介助 (買物等への付き添い)
- * 共に行う家事
- * その他の身体介護

次の行為は医療行為となりますので、身体介護として援助することは出来ません。

・床ずれの処置、摘便、爪切り、吸入・吸引、経管栄養等の援助。

(2) 生活支援

- * 買い物 (食材、日用品の買い物代行)
- * 調理 (下ごしらえ、調理、配膳、後片付け等)
- * 掃除 (拭き掃除、掃き掃除)
- * 洗濯 (洗濯、乾燥、取り込み、たたみ、収納等)

介護保険法に定められた範囲に限ります。生活支援は契約利用者に対する援助を行います。同居するご家族の食事の準備や洗濯、契約利用者が使用しない室内の掃除は、原則には行いません。

キャンセル料

急なキャンセルの場合は、下記の料金を頂きます。キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡下さい。（連絡先：042-538-1355 立川訪問看護ステーションわかば）

- | | |
|-----------------------|---------|
| ① ご利用の前日までにご連絡いただいた場合 | 無料 |
| ② ご連絡なくヘルパーが訪問した時 | 1,000 円 |

その他

- ① 材料費等の必要経費、ご利用者様の援助に必要と双方で認められる消耗品等
- ② ヘルパーが付き添って交通機関を利用して外出する場合の、ヘルパーの交通費の実費
- ③ 利用者から依頼された用件で、ヘルパーが交通機関を使って外出した場合の交通費の実費
- ④ 指定されたサービス提供地域を越えて行う訪問介護に要した交通費はその実費を戴きます
- ⑤ 自己負担金は、次のいずれかの方法でお支払い下さい
口座振替：ご指定の銀行口座から毎月 28 日に自動引落。
現金払い：サービス提供時に月末締めにて翌月末日までに 1 回払い銀行振込（手数料利用者負担で指定する口座にお振込みいただく）
- ⑥ ご利用者様が止むを得ない事情によりホームヘルプサービスの利用を中止する場合は、事前に事業所に連絡を下さい。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始 まずは、お電話等でお申し込みください。当ヘルパーセンター職員がお伺いいたします。訪問介護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

- ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合 サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当ヘルパーセンターの都合でサービスを終了する場合 人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知いたします。
- ③ 自動終了
以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。
 - ・ ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・ ご利用が歴月で 2 か月以上なかった場合。
 - ・ 介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
※この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・ ご利用者様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当ヘルパーセンターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した 場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当ヘルパーセンターが破産した場合、ご利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ ご利用者様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族などが当ヘルパーセンターや当ヘルパーセンターのサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ ご自宅での貴重品は、他者の目の届かない所へ管理してください。

6. 当ヘルパーセンターの訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

立川訪問看護ステーションわかばは、高齢者の為の主な事業として、介護保険のホームヘルパー派遣を始めとし、家事援助を中心とした生活支援ヘルパーの派遣と、これらを含めて地域包括支援センターや病院・保健所・市役所等市内の施設と密接な連携を図りながら、皆様が地域の中で安心して暮らせるよう支援させて戴きます。

(2) より良いサービス提供のために

- ・ ホームヘルパーはヘルパーセンター内部または外部の研修に参加し、介護技術等の向上を目指しています。
- ・ ヘルパーの変更を希望される方は申し出てください。

7. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。原則、救急車には訪問介護員は同乗しません。

| | | |
|-----|-------|--|
| 主治医 | 主治医氏名 | |
| | 連絡先 | |
| ご家族 | 氏名 | |
| | 連絡先 | |

8. 感染症対策

- ・事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 訪問介護員の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行います。
 - (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
 - (3) 事業所における感染症の予防及び、まん延の防止のための対策を検討する委員会を概ね、6か月に1回以上実施するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
 - (4) 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための指針を整備します。
 - (5) 従業者に対し、感染症の予防及び、まん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9. 虐待防止について

- ・事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次に掲げる措置を講じます。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底します。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) 虐待防止のための定期的な研修を実施します。
 - (4) 当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市区町村に通報します。
 - (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を設置します。

10. 業務継続計画について

- ・事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護（総合事業）の提供を継続的に実施するためと非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（以下「BCP」）を策定し、当該BCPに従い必要な措置を講じるものとします。
 - (1) 事業所は、従業者に対しBCPについて周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
 - (2) 事業所は、定期的にBCPの見直しを行い、必要に応じてBCPの変更を行います。

11. サービス内容に関する苦情

訪問介護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆

電話番号:042-538-0871

担当責任者:若林 育男

(受付時間 月～金曜日 8:30～17:30)

その他の相談窓口 東京国民健康保険団体連合会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-24-1 西東京三井ビルディング 14階

電話:03-5326-2611 (大代表) FAX:03-5326-0980

ご利用者様のお住まいの各市介護保険・高齢福祉課窓口

立川市 高齢福祉課 電話 042-523-2111

国分寺市 介護保険課 電話 042-321-3531

小平市 介護保険課 電話 042-341-1211

12. 当ヘルパーセンターの概要

法人名・代表者役職・氏名 医療法人社団 東京石心会 理事長 青山 壽久

本社所在地・電話番号 東京都立川市若葉町3-54-16

電話042-538-1355

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| 1、立川新緑クリニック | 立川市若葉町3-54-16 |
| 2、立川介護老人保健施設わかば | 立川市若葉町3-45-2 |
| 3、立川訪問看護ステーションわかば | 立川市若葉町4-24-2-37-107 |
| 4、立川市北部東わかば地域包括支援センター | 立川市若葉町3-45-2 |
| 5、立川ケアプランセンターわかば | 立川市若葉町4-24-2-37-107 |
| 6、さやま地域ケアクリニック | 狭山市鶴の木1-33 |
| 7、新緑脳神経外科 | 神奈川県横浜市旭区市沢町574-1 |

令 年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

| | | | |
|-----|-----|----------------------|---|
| 事業者 | 所在地 | 立川市若葉町 4-24-2-37-107 | |
| | 名称 | 立川訪問看護ステーションわかば | |
| | 説明 | 氏 | 印 |

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受けました。

| | | |
|-----|----|---|
| 利用者 | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |

| | | |
|-------|----|---|
| (代理人) | 住所 | |
| | 氏名 | 印 |

重要事項説明書

(訪問介護及び介護予防訪問介護)
(日常生活支援総合事業)

利用者：_____様

医療法人社団東京石心会

事業所：立川訪問看護ステーションわかば（訪問介護事業所）